

学 生 生 活 関 係

1. 指導教員

皆さんが有意義な学生生活を送れるように、単位修得・厚生・保健・一身上の問題・研究上の問題等皆さんを取り巻く種々の問題について、指導教員（または学生生活委員）が相談に応じますので指導や助言を受けてください。指導教員の割振は入学時に通知します。なお、**1～3年次生の指導教員は入学時に通知した教員、3年次生の研究室配属後から4年次生以降の指導教員は卒業論文実習担当教員とします。**

2. 掲 示

掲示板が大学から皆さんへの公式の通知手段です。

登校したら、まず掲示を見ることから大学での生活が始まります。大学からの諸君への通知・連絡は、直接口頭で伝達する以外はすべてこの掲示板で行います。したがって、**掲示した事項については、諸君に浸透したものととして取り扱います**ので、特に授業・試験・成績等履修上の事項については、十分注意してください。

掲示に注意しなかったために不都合を生じ、大きな不利益を被るのは諸君自身であることを心に留めておいてください。掲示を見なかったことを理由に、責任を免れることはできません。

登・下校時に掲示を見る習慣をつけてください。友人が病気などのために登校できないときは、代って見てあげるような友情があって欲しいものです。

また、岡山大学では、休講・補講等の掲示物の補助的ツールとして、これらの情報について、携帯電話や学外のコンピュータから閲覧することができます。下記URL又は左記のQRコードからWEBページを開き、学務システムにログインして閲覧してください。



携帯版学務システム；

https://kymm.adm.okayama-u.ac.jp/kyomu/jsp/mobile/lg01/lg01_main.jsp

3. 学生旅客運賃割引証

学生旅客運賃割引証（学割証）は、自動発行機による学割証の発行ができます。直ちに発行できますので、大学会館玄関ホールに設置してある自動発行機を利用してください。学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですのでその発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限りです。

- (1) 休暇・所用による帰省
- (2) 実験・実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または、体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または、進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

学割の発行枚数は、原則として年間10枚以内ですので計画を立てて使用してください。

4. 諸証明書

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書の発行は、一般教育棟A棟1階に設置されている自動発行機を利用してください。

証明書の郵送を希望するときは、宛先明記の返信用封筒（120円切手貼付）を添えて「岡山大学薬学部教務学生係（〒700-8530 岡山市北区津島中1-1-1）」に申し込んでください。

5. 学生集会及び学生掲示

学部内において集会又は掲示をしようとする場合は、次の点に注意してください。

(1) 集会について

開催日の2日前までに所定の用紙により教務学生係を通じて学部長に願い出てください。

(届出用紙は教務学生係にあります。)

講義室等を使用した場合は、特に下記の事項を厳守してください。

- ・使用後は備品等の整理、戸締りを厳重にし、特に火気に留意すること
- ・使用後の確認を終えたら、直ちにその旨を教務学生係に連絡すること

(2) 掲示について

所定の掲示板に掲示してください。

届出印のない掲示物は撤去することがあります。

6. 学生ロッカールームについて

3年次生には、実習期間中及び授業中における着替えその他不要荷物等を保管するため、ロッカー一室に各人のロッカーを貸与しておりましたが、**平成22年度については、薬学部棟改修工事のため、ロッカーをお使いいただくことができません。**ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

7. 学外からの呼び出し

学外からの電話による呼び出しを依頼されることがありますが、一人一人の居場所について把握できません。従って、**大学では、電話口への取り次ぎは行いません。**この点をあらかじめ承知し、家族や友人に知らせておいてください。

8. 就職について

就職は、学生諸君の将来に取り重大な問題であるので、指導教員、近親者、先輩等に相談し、慎重に検討し、選択してください。

なお、就職についての事務的な手続きは教務学生係で行います。就職に関する必要書類は、求人先により若干異なりますが、あらかじめ次のものを準備しておいてください。

- (1) 履歴書（市販用紙ペン書）
- (2) 写真（名刺型）
- (3) 健康診断書（保健管理センターに作成してもらう。）

9. その他

大学の学生が教育研究活動中に不慮の事故によって本人が被った傷害や他人に与えた損害に対する全国的規模の統一的救済制度として、学生教育研究災害傷害保険制度等の保険制度がありますので、必ず加入してください。

学生支援センター 学生相談室 ・ 障がい学生支援

1. 【学生相談室では何をしているの？】

学生相談室では、専任教員やカウンセラー、相談協力委員の教員、ピアサポーター(学生ボランティア)が、皆様のさまざまな悩みや葛藤の相談に応じています。

大学生活を送るなかで、修学上の問題、友人や教員との人間関係の問題、個人的な問題などで悩んだり葛藤を感じたりすることもあると思います。そうした悩みの多くは、家族や友人に相談して解決することでしょう。しかし、誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい、家族や友人に相談しても解決しなかった、そのように感じたときは気軽に学生相談室を利用して下さい。一人で悩まないで、学生相談室のドアをノックして下さい。

* 相談された内容の秘密は厳守します。どうぞ安心して利用して下さい。

2. 【学生はどのような相談をしているの？】

学生の相談内容はさまざまです。相談内容の例をいくつか挙げてみましょう。

- ・勉学の意欲がわからない、専攻分野が合わない、学部・学科をかかわりたい、休学したい、将来の進路のこと。
 - ・友人関係の悩み、指導教員との関係。
 - ・自分のこと。
 - ・サークル活動に関すること。
 - ・宗教的な勧誘、悪徳商法に関すること。…など。
- 「とくに悩みはないけど…」という人も訪ねてきます。

3. 【どこに行けば相談できるの？】

相談の受付場所は、津島キャンパスの学生相談室と何でも相談窓口、鹿田キャンパスの学生支援センター鹿田室の3箇所があります。みなさんが利用しやすいところを訪ねてください。電話やメール、手紙でも相談を受け付けています。

開室は土日祝を除く毎日です。予約を優先します。

〔住所〕〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
岡山大学学生支援センター学生相談室

【学生相談室】-津島キャンパス-

- ①開室時間 10:00～12:00／13:00～17:00
- ②受付場所 一般教育棟C棟1階
- ③連絡先 〔電話〕 086-251-7169

〔E-mail〕 nayami@cc.okayama-u.ac.jp

【何でも相談窓口】-津島キャンパス-

- ① 開室時間 8:30～12:00／13:00～17:15
- ② 場所 一般教育棟A棟2階
- ③ 連絡先〔電話〕 086-251-7182

【学生支援センター鹿田室】-鹿田キャンパス-

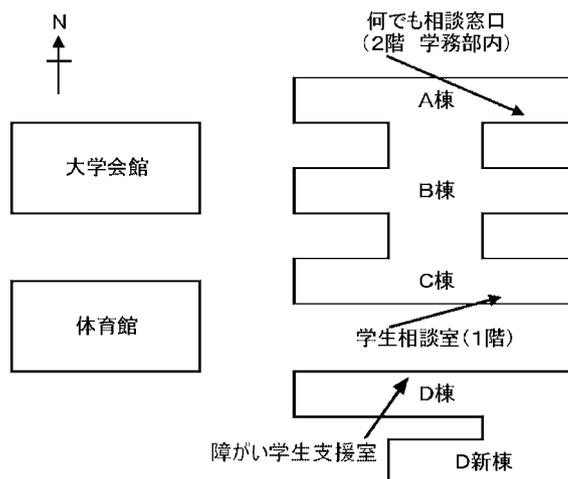
- ①開室時間 10:30～12:00／13:00～17:30
- ②場所 管理棟2階(学務課内)
- ③連絡先〔電話〕 086-235-6589

4. 【学生相談室のことをもっと知るには？】

学生相談室のホームページ(下記のアドレス)があります。毎月発行している「学生相談室だより」などが掲載されていますので、是非ご覧下さい。

岡山大学のホームページからも入れます。

<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/soudanindex.html>



1. 障がい学生支援室では何をしているの？

障がい学生支援室では、専任のコーディネーターが中心となり、障がいのある学生の修学支援等を行うとともに、各種相談に応じています。

また、障がいのある学生と一緒に支援してくれる、ボランティアの学生も常時募集しています。

2. 支援室はどこに？ 開設時間は？

- 1)開室時間 8:30～12:00／13:00～17:00(土日祝日を除く毎日)
- 2)場 所 一般教育棟 D 棟1階
- 3)連 絡 先 電話 086-251-8553

E-mail shien-dr@cc.okayama-u.ac.jp

3. 支援室をもっと知るには？

岡山大学ホームページから入り、障がい学生支援室のホームページで詳細を知ることが出来ます。

安全についての心得

はじめに

1. 初心者の心得

新入生の皆さんは、先生や先輩の教えに従い、大学での生活に一日も早く慣れるように心掛ける必要があります。

- (1) 実験機器、工具及び器具等は、構造や機能・性能をよく理解し、操作方法を習熟してから操作する。同時に共同で使用するものであるので大切に使用する。
- (2) 小さなことでも、不審な点や分からないことがあったら先生や先輩に尋ねること。勝手な判断や早合点はケガのもととなるので、十分注意するべきである。
- (3) 慣れてくると、緩みがちとなるので、適度な緊張感を持ち続けて行動するよう心掛ける。

2. 火災について

火災が一度発生すると、人身事故につながる危険性が高く、建物や設備にも大損害をもたらすこととなります。火気を不用意に扱ったり、燃料や設備器具の正しい取扱いを知らなかったり、また、知っていても適切な操作をしなかったために引き起こした火災の例は非常に多いです。

大学でも、実験室等で火災が発生し、建物や実験機器・機械設備はもとより、長年苦勞して作成した研究データ等をも、一瞬にして灰にしてしまったという残念な例が数多く報告されています。

これらの火災を繰り返し発生させないためにも、日頃から各自が責任を持って十分注意しなければなりません。

3. 健康管理

健康な体や心は短期間に作られるものではなく、普段からの自己管理が続けられてこそ、その効果が現れてきます。また、適度な休養は、病気を防ぐ安全弁であり、疲労を早め早めに取り除くのが病気を防ぐ第一歩です。

健康管理の5ポイント

- (1) 規則正しい生活
- (2) 十分な睡眠と休養
- (3) バランスの取れた食事
- (4) 適度の運動
- (5) 趣味、娯楽等による気分転換

4. 健康診断

健康は、学生生活を続ける上で非常に大切ですので、普段からの健康管理が必要です。健康を維持するには、適切な自己管理を行いながら、定期的に健康診断を受けることが必要であり、万一病気になる時は、早期治療が大切です。

本学では、保健管理センターにおいて、年1回（春）の定期健康診断が行われるので、毎年必ず受診してください。特に、薬学科における病院や薬局での実務実習に臨む際には、実習生である皆さんが健康であることが求められます。

また、保健管理センターでは、医師、保健師、栄養士による健康相談を行っていますので、利用すると良いでしょう。

（詳細については、保健管理センターに問い合わせてください。TEL 086-251-7189, 7222）

5. 人身事故が起こったら

学内で事故のあったとき又はその場に遭遇したときは、慌てずその状況を的確に判断し、応急手当等施した後、保健管理センターに急行するか、「119」番で救急車を呼んでください。同時に、学生支援課や大学の守衛所へ連絡してください。

〔保健管理センター等の利用方法〕

下記に電話をかけ、事故及び事故者の状況を告げ、指示を受けてください。

・保健管理センター TEL 086-251-7189, 7222

・学生支援課 TEL 086-251-7179

月曜日から金曜日は、午前8時半から午後5時まで

土・日曜日は、休み

・大学の守衛所（夜間も可） TEL 086-251-7096

◎薬学部近辺の病院又は医院等

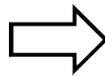
救急病院

済生会総合病院	伊福町1-17-18	(TEL 086-252-2211)
いしま病院	伊島町2-1-32	(TEL 086-255-0111)
岡山市休日夜間急患診療所	東中央町3-14	(TEL 086-225-2225)
辻眼科医院	奉還町1-2-5	(TEL 086-252-0943)
田中耳鼻咽喉科医院	伊島町1-8-23	(TEL 086-254-9448)
難波皮膚科	津島南1-1-12	(TEL 086-252-3389)
岡北整形外科	津島東2-7-1	(TEL 086-255-0777)
学南耳鼻咽喉科	学南町2-4-50	(TEL 086-251-0633)
間野眼科	絵図町5-1	(TEL 086-255-0217)
つしまクリニック	津島新野1-2-23	(TEL 086-251-3388)
ほそたにクリニック	津島南2-5-25	(TEL 086-251-1100)

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

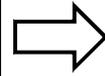
1 気象警報

ケース①:
気象警報のうち、
(1)暴風警報
(2)暴風雪警報
(3)大雪警報(三朝を除く)
のいずれかが発表されると…



大学は休講(※1)

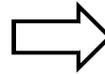
この場合、課外活動についても全て禁止



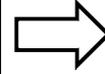
後日、補講を実施

※1.「休講」とは…授業を取りやめること

ケース②:
休講の対象とならない気象警報、交通機関の運行休止により通学が困難となった…



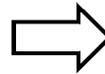
届け出ること、公欠



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

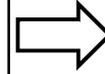
2 忌引き

学生の親族に不幸が…
ケース①: 配偶者
ケース②: 1親等(父母, 子)
ケース③: 2親等(祖父母, 兄弟姉妹, 孫)



届け出ること、公欠

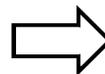
①配偶者 死亡日から連続7日以内
②1親等 死亡日から連続7日以内
③2親等 死亡日から連続3日以内



授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

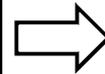
3 感染症

学生が、感染症に罹患し、出席停止になったら…
・インフルエンザ
・麻疹 など



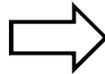
届け出ること、公欠

医師の発行する病名・罹患期間の記載された診断書(治癒証明書)に基づき、罹患期間=公欠期間とする。



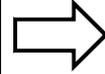
授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

インフルエンザ、麻疹などの集団発生の場合、感染拡大防止の措置として…



大学は休業(※2)

感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。



休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長で協議の上、学長が決定するものとする。

※2.「休業」とは…
授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則として、大学への立ち入りを禁止する。

気象警報・交通機関の運休 【休講，公欠等】

I 本学の所在地に気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に，暴風警報，暴風雪警報又は大雪警報（三朝キャンパスにあっては大雪警報を除く。）が発表された場合の授業は，次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報が，午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午前8時40分までに解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報が，午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午後6時まで解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」，「鹿田キャンパス」，「その他キャンパス」及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」

二 本学の倉敷キャンパスで行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」

三 本学の三朝キャンパスで行われる授業については，鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については，当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 岡山地方気象台から気象警報が発表される場合の発表地域区分は，「岡山県全域」，「岡山県南部地域」，「岡山県北部地域」に区分され，さらに細分した地域区分として，南部は5地域（「岡山地域」，「東備地域」，「倉敷地域」，「井笠地域」，「高梁地域」）に，北部は4地域（「新見地域」，「真庭地域」，「津山地域」，「勝英地域」）に区分されている。

その地域区分で，岡山地域とは，岡山市，瀬戸内市，玉野市，加賀郡（吉備中央町）で，倉敷地域とは，倉敷市，総社市，都窪郡（早島町）である。

3 休講の周知方法等

一 休講の周知は，G m a i l，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお，授業開始後に気象警報が出された場合は，学内掲示等により周知するとともに，授業中のものにあつては，授業担当教員を通じて周知するものとする。

二 休講決定後，直ちに下校することが危険な場合には，学内の施設で待機できるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置がとられた場合，課外活動は全て禁止とする。

Ⅱ 上記Ⅰによる休講措置の対象とならない気象警報が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

- 1 休講措置の対象とならない気象警報（注1）や交通機関の運行休止（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報とは…

上記Ⅰの対象となる気象警報以外の気象警報，又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが，学生が住んでいる地域に気象警報が出て通学が困難な場合を言う。

注2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により，鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合を言う。（それ以外の理由による公共交通機関の運行休止を含む。）

2 公欠の届出

公欠の届出は，後日，別紙様式1「授業公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により，学生が所属する学部，研究科，特別支援教育特別専攻科，養護教諭特別別科の教務担当係（以下「学部等の教務担当係」という。）へ交通機関の運行休止を明らかにする書類と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は，届出を受理した場合は，その写しにより授業担当教員へ連絡する。

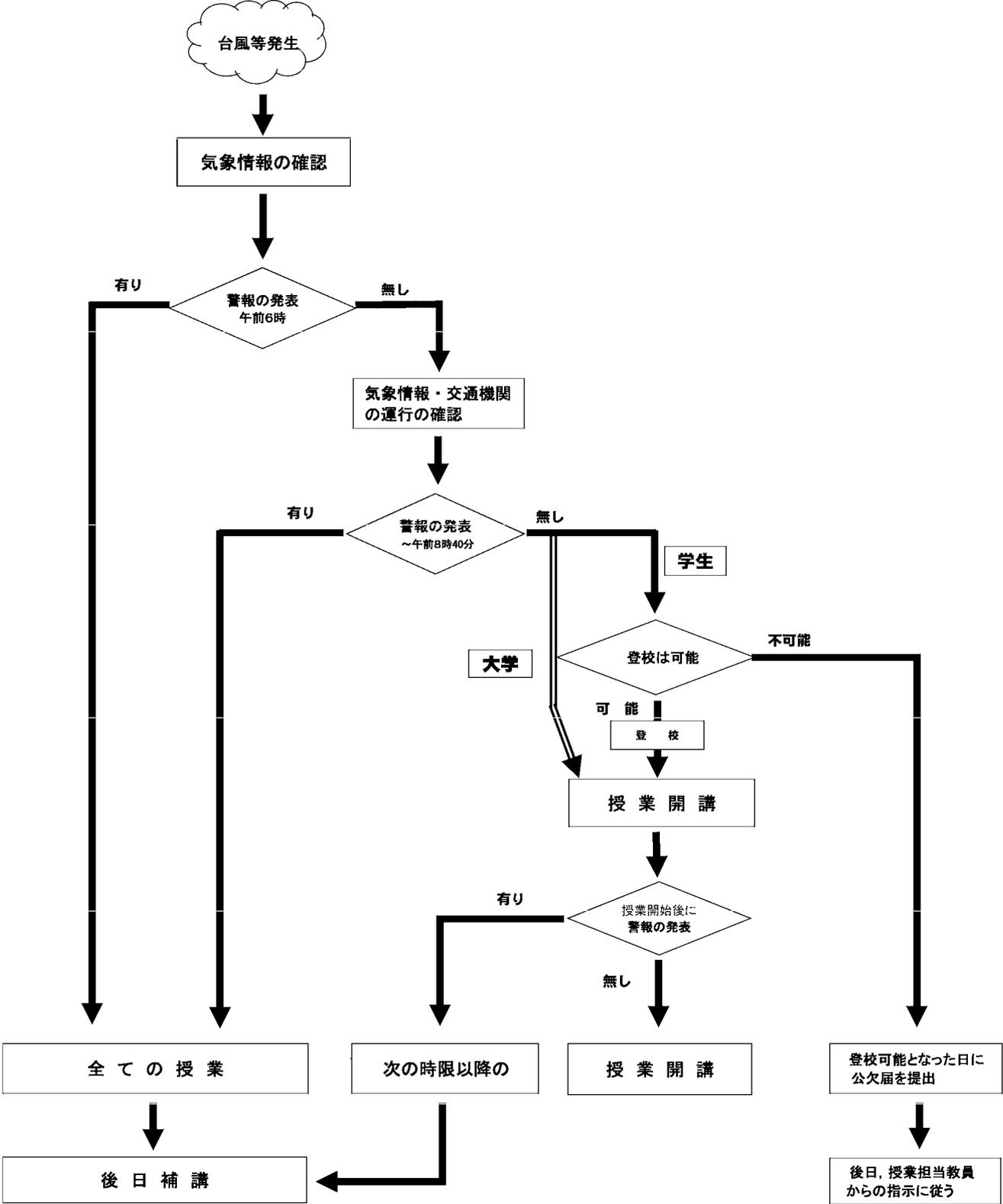
Ⅲ 休講及び公欠の授業の取扱い

- 一 休講となった授業については，後日，原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠の場合は，原則として補講は行わず，授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

暴風時等の対応について(授業の扱い)

警報の種類、対象地域等については、別紙1参照

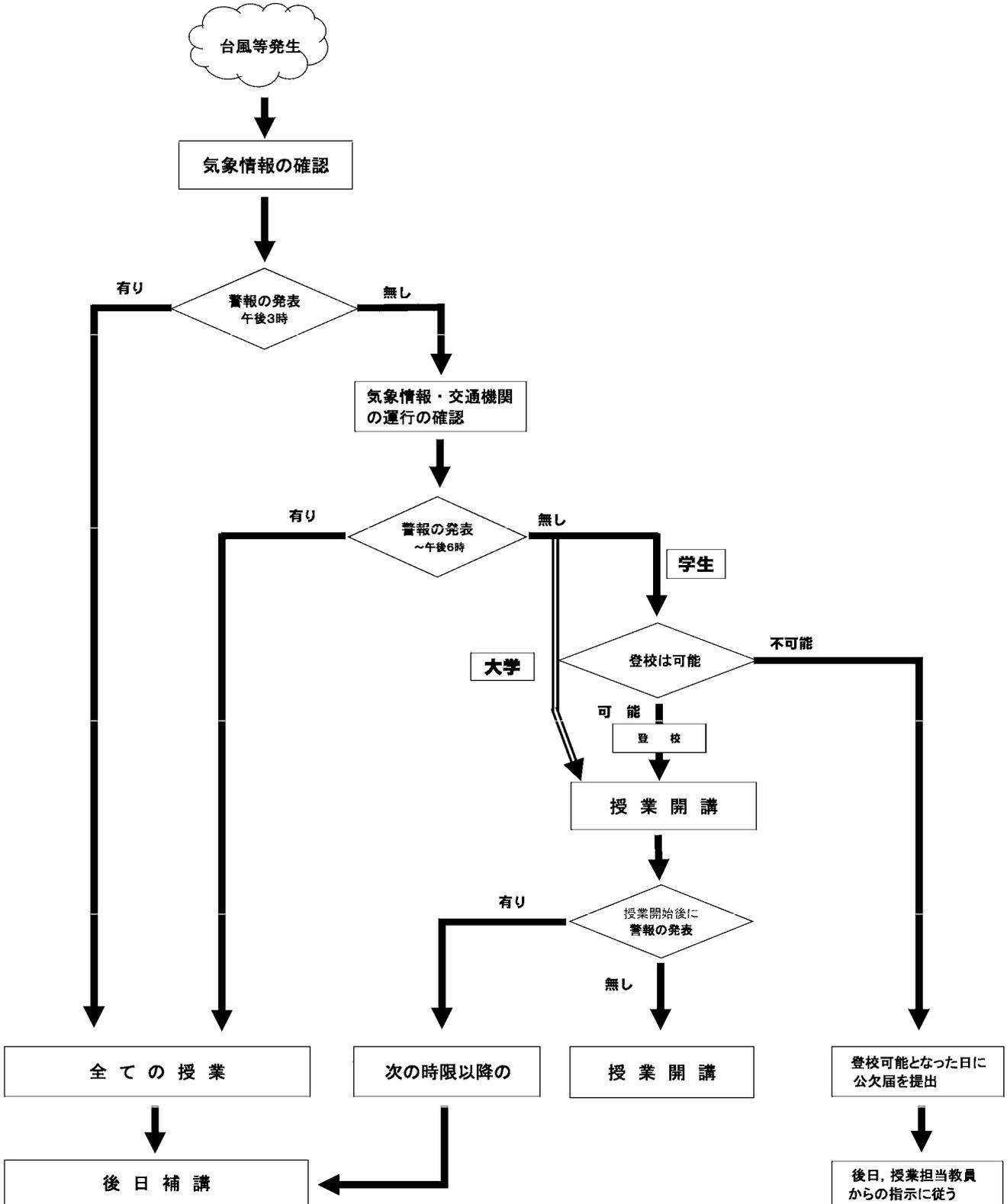
昼間に開講する授業



暴風時等の対応について(授業の扱い)

警報の種類、対象地域等については、別紙1参照

夜間に開講する授業



忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
 - 一 配偶者
 - 二 1親等（父母，子）
 - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

 - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出は、葬儀等の行事を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ会葬礼状等と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。
- 5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

感染症 【出席停止，公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核

2 出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは，この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで。 ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺の腫脹が消失するまで。 ホ 風疹にあつては，発疹が消失するまで。 ヘ 水痘にあつては，すべての発疹が痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては，主要症状が消退した後2日を経過するまで。 チ 結核にあつては，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 学生が，出席停止となった期間に出席できなかった授業については，届出により，公欠扱いとする。

4 公欠の届出は，別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により，学生が所属する学部等の教

務担当係へ医師の診断書（治癒証明書（コピー可））と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

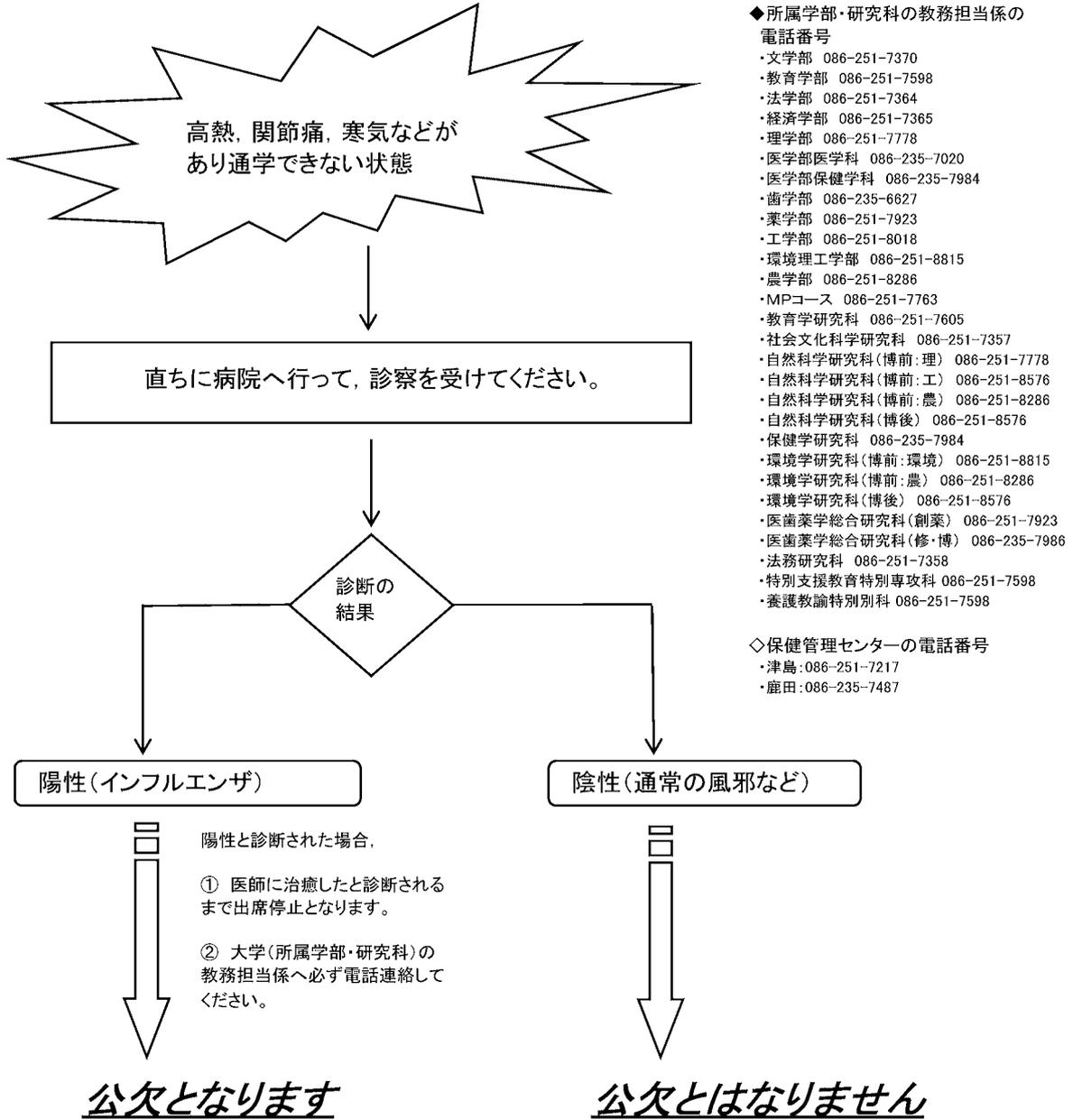
- 5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

- 1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。
- 2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長（教育・学生担当）で協議の上、学長が決定するものとする。
- 3 休業の周知は、G m a i l，学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

感染症に罹患した場合の授業の取扱い

感染症(例:インフルエンザ)に罹患した場合は、以下のとおり対応してください。



治癒して通学可能となった後、所属学部・研究科の教務担当係へ「治癒証明書」【注】を持参して、公欠の手続きを取ってください。

後日、授業担当教員より当該授業に相当する学習を課されます。

公欠とはなりません。この場合でも、しっかり治してから通学してください。

【注】治癒証明書に以下のことを必ず記載して頂くよう担当の医師にお願いしてください。

- ・病名
- ・罹患期間(いつからいつまで罹っていたか=この期間が公欠として認められる期間となるため)

※学部・研究科の教務担当係に提出していただく治癒証明書に記載された病名等の個人情報については、公欠の手続業務及び学内の関係部署への報告に利用します。

◎学生から連絡があった時の学内連絡網

①所属学部・研究科教務担当係の電話番号

- ・文学部, 文学研究科 086-251-7370
- ・教育学部, 特別支援教育特別専攻科, 養護教諭特別別科 086-251-7598
- ・法学部 086-251-7364
- ・経済学部 086-251-7365
- ・理学部, 自然(博前) 086-251-7778
- ・医学部医学科 086-235-7020
- ・医学部保健学科, 保健学研究科 086-235-7984
- ・歯学部 086-235-6627
- ・薬学部, 医歯薬学総合研究科(博前・博後) 086-251-7923
- ・工学部 086-251-8018
- ・環境理工学部, 環境学研究科(博前) 086-251-8815
- ・農学部, 自然科学研究科(博前), 環境学研究科(博前) 086-251-8286
- ・MPコース 086-251-7763
- ・教育学研究科 086-251-7605
- ・社会文化科学研究科, 文化科学研究科 086-251-7357
- ・自然科学研究科(博前(工)・博後) 086-251-8576
- ・環境学研究科(博後) 086-251-8576
- ・医歯薬学総合研究科(修士・博士), 医歯学総合研究科, 医学研究科 086-235-7986
- ・法務研究科 086-251-7358



②保健管理センター

津島:086-251-7217
鹿田:086-235-7487

③学務企画課教務第一係

086-251-8423, 8424

■学生から連絡を受けた部署は, 以下のとおり学内関係部署へ連絡してください。

- ①に学生から連絡があった場合: ①から②へ連絡してください。
- ②に学生から連絡があった場合: ②から①へ連絡してください。
- ③は②より情報提供を受ける。

※連絡する内容は, 学生番号, 氏名, 症状(病名), いつ頃から発症したか等です。